

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料） 第7条の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条及び別表第1から別表第3までにおいて「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。 (1) 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額 (2) 法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該申請に係る住宅が複数の住戸（当該申請に係る認定長期優良住宅建築等計画（法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。）に基づく建築に係るものに限る。	（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料） 第7条の4 [同左] (1) 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額 (2) 法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該申請に係る住宅が複数の住戸（当該申請に係る認定長期優良住宅建築等計画（法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。）に基づく建築に係るものに限る。

以下この号において「認定住戸」という。)を有する住宅である場合であって、かつ、当該申請がこれらの認定住戸のうち一部の認定住戸のみについてなされた場合には、当該額を当該これらの認定住戸の数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に当該一部の認定住戸の数を乗じて得た額)。ただし、当該申請が<u>法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみについてなされた場合</u>にあつては、2,200円 [(3)～(5) 略] (6) 法第5条第1項から第5項までの認定、法第8条第1項の変更の認定若しくは法第9条第1項若しくは第3項の変更の認定を受けている長期優良住宅建築等計画(法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)であること、<u>法第5条第6項若しくは第7項の認定若しくは法第8条第1項の変更の認定を受けている長期優良住宅維持保全計画(法第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。)</u>であること又は法第10条の承認を受けていることの証明 1件につき、980円 [2～4 略] 別表第1 (第7条の4関係) [表 別紙2 挿入] 別表第2 (第7条の4関係) [表 別紙4 挿入]	以下この号において「認定住戸」という。)を有する住宅である場合であって、かつ、当該申請がこれらの認定住戸のうち一部の認定住戸のみについてなされた場合には、当該額を当該これらの認定住戸の数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に当該一部の認定住戸の数を乗じて得た額)。ただし、当該申請が<u>法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみについてなされた場合</u>にあつては、2,200円 [(3)～(5) 同左] (6) 法第5条第1項から第5項までの認定、法第8条第1項の変更の認定若しくは法第9条第1項若しくは第3項の変更の認定を受けている長期優良住宅建築等計画(法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)であること又は<u>法第10条の承認を受けていることの証明</u> 1件につき、980円 [2～4 同左] 別表第1 (第7条の4関係) [表 別紙1 挿入] 別表第2 (第7条の4関係) [表 別紙3 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記	

部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

[別表第1 別紙1]

区分				額
住宅の種別		延べ面積		
事前審査適合住宅	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
増改築基準が適用される住宅	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
その他の住宅	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
増改築基準が適用される住宅	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

備考

- この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。別表第2において同じ。）をいう。

[2～4 同左]

[新設]

5 [同左]

[別表第1 別紙2]

区分				額
住宅の種別		延べ面積		
事前審査適合住宅	[略] 増改築基準が適用される住宅又は既存基準が適用される住宅	[略]	[略]	[略]
その他の住宅	[略] 増改築基準が適用される住宅又は既存基準が適用される住宅	[略]	[略]	[略]

備考

- この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。別表第2において同じ。）をいう。

[2～4 略]

- この表において、「既存基準が適用される住宅」とは、国土交通省告示に定める基準のうち長期優良住宅維持保全計画の認定を受けて住宅の維持保全を行おうとする場合の基準により審査を行う住宅をいう。

6 [略]

[別表第2 別紙3]

区分				額
住宅の種別		延べ面積		
事前審査適合住宅	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
増改築基準が適用される住宅	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
その他の住宅	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
増改築基準が適用される住宅	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

備考

[1 同左]

2 この表における「事前審査適合住宅」、「新築基準が適用される住宅」、「増改築基準が適用される住宅」及び「一戸建ての住宅」の意義は、別表第1備考第2項から第5項までに定めるところによる。

[別表第2 別紙4]

区分				額
住宅の種別		延べ面積		
事前審査適合住宅	[略]	[略]	[略]	[略]
その他住宅	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

[1 略]

2 この表における「事前審査適合住宅」、「新築基準が適用される住宅」、「増改築基準が適用される住宅」、「既存基準が適用される住宅」及び「一戸建ての住宅」の意義は、別表第1備考第2項から第6項までに定めるところによる。

令和４年９月１３日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画に係る認定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。